

表1 介護保険料の支払方法の切り替え(納付書払いから年金天引きへ)時期

平成18年度までは

年金天引き開始月	対象となる方	対象となる条件
10月	4月1日現在で、年金の支払を受けている65歳以上の方	4月1日現在で65歳以上の方 4月の年金受給日に定期の支払いを受けている方

平成19年度からは

年金天引き開始月	対象となる方	対象となる条件
10月	4月1日現在で、年金の支払を受けている65歳以上の方	4月1日現在で65歳以上の方 4月の年金受給日に定期の支払いを受けている方
4月	4月2日から10月1日までに、新規に年金の受給決定を受けた65歳以上の方	10月1日現在で65歳以上の方
	4月2日から10月1日までに65歳に達した方で、年金の受給決定を既に受けている方 4月2日から10月1日までに年金保険者に対して住所変更の届け出を行った65歳以上の方	10月1日現在で65歳以上の方 10月の年金受給日に定期の支払いを受けている方
6月	10月2日から12月1日までに、新規に年金の受給決定を受けた65歳以上の方	12月1日現在で65歳以上の方
	10月2日から12月1日までに65歳に達した方で、年金の受給決定を既に受けている方 10月2日から12月1日までに年金保険者に対して住所変更の届け出を行った65歳以上の方	12月1日現在で65歳以上の方 12月の年金受給日に定期の支払いを受けている方
8月	12月2日から2月1日までに、新規に年金の受給決定を受けた65歳以上の方	2月1日現在で65歳以上の方
	12月2日から2月1日までに65歳に達した方で、年金の受給決定を既に受けている方 12月2日から2月1日までに年金保険者に対して住所変更の届け出を行った65歳以上の方	2月1日現在で65歳以上の方 2月の年金受給日に定期の支払いを受けている方

※天引きの対象となる年金は、老齢基礎年金・遺族年金・障害年金です。
※天引き対象年金の受給年額が、18万円以上の方が年金天引きの対象となります。

表2 年金天引き開始時期の違いによる介護保険料額(例)

※平成18年度と平成19年度の介護保険料段階が第4段階(年額:42,000円/月額:3,500円)の方の場合です。

支払方法	年月	平成19年度											
		平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月
納付書納付期別				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
・年金未受給の方 ・年金の年額が18万円以下の方等				4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円
年金天引き期別		1期	仮徴収(注1)			3期	4期	本徴収(注2)			6期		
・今年2月年金で保険料が天引きされている方		7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	
・4月年金天引き開始の通知があった方		7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	
・6月年金天引き開始の通知があった方			7,000円	7,000円	7,000円	9,400円	9,300円	9,300円	9,300円	9,300円	9,300円	9,300円	
・8月年金天引き開始の通知があった方				7,000円	7,000円	11,800円	11,600円	11,600円	11,600円	11,600円	11,600円	11,600円	
・10月年金天引き開始の通知があった方			5,400円	5,200円	5,200円	5,200円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	

注1 仮徴収とは：介護保険料は、毎年6月に確定する市民税の課税状況と前年分の所得状況に基づき決定します。しかしこの間に支給、または支給の準備が進んでいる、4月・6月・8月の年金からは、確定した保険料での徴収ができないため、暫定保険料での徴収(仮徴収といいます)となります。
※4月・6月・8月年金から天引きされる保険料額は?・・・前年度保険料の2カ月分(例:42,000円÷12カ月×2カ月=7,000円 ※100円未満切り捨て)
注2 本徴収とは：10月・12月・2月は、6月に確定した年間保険料額から仮徴収分を控除した額を3回に分けて天引きします。

介護保険料

年金天引きへの切り替え年4回に

4月から、65歳以上の方の介護保険料について、支払い方法を納付書払い(普通徴収)から年金天引き(特別徴収)に切り替えが出来る時期が現行の年1回から4回になります。これまで、納付書払いに比べて、65歳以上の方の負担を軽減するため、切り替え開始時期を年4回(10・4・6・8月開始)に増やし、原則として半年後から開始できるようにします(表1参照)。ただし、65歳以上の方で、

4月2日から8月1日まで新規に年金の受給決定を受ける方などは、6月の納付書送付までに切り替えが間に合わず、後から年金天引きへの切り替えを行った場合、二重納付の恐れが生じます。そのため、翌年の4月まで開始を延期します。また、年金天引きの開始時期の違いによる期別の介護保険料額(例)は表2を参照してください。

なお、新たに年金天引きに該当する方は事前に通知します。
☎ 高齢福祉課 (☎235・4952)。

固定資産税評価額 縦覧をご利用ください

4月2日(日)から、平成19年度固定資産税の評価額などを記載した、土地・家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます(左下表)。
▽期間 4月2日(日)～5月31日(日)(土・日・祝を除く)
▽場所 資産税課(市役所2階)
▽縦覧できるもの
1.市内に土地・家屋の両方をお持ちの固定資産税の納税義務者は、土地・家屋の価格等縦覧帳簿
2.市内に土地のみをお持ちの固定資産税の納税義務者は、土地の価格等縦覧帳簿
3.市内に家屋のみをお持ちの固定資産税の納税義務者は、家屋の価格等縦覧帳簿
※代理人を含む。なお、土地・家屋をお持ちでも、固定資産税を課税されていない方は縦覧できません
◎土地価格等縦覧帳簿…土地の地番・地目・地積・評価額を記載
◎家屋価格等縦覧帳簿…家屋の所在・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額を記載
持ち物
本人確認ができるもの(運転免許証・健康保険証・固定資産税の納税通知書など)
※代理人の方は、委任状等(法人の場合は、委任状等に代表者印を押印したもの)と代理人自身の本人確認ができるもの

【固定資産の縦覧】

期間	4月2日(日)～5月31日(日) (土・日・祝を除く) 8時30分～17時30分
場所	資産税課(市役所2階)
縦覧できるもの	1.市内に土地・家屋の両方をお持ちの固定資産税の納税義務者は、土地・家屋の価格等縦覧帳簿 2.市内に土地のみをお持ちの固定資産税の納税義務者は、土地の価格等縦覧帳簿 3.市内に家屋のみをお持ちの固定資産税の納税義務者は、家屋の価格等縦覧帳簿 ※代理人を含む。なお、土地・家屋をお持ちでも、固定資産税を課税されていない方は縦覧できません ◎土地価格等縦覧帳簿…土地の地番・地目・地積・評価額を記載 ◎家屋価格等縦覧帳簿…家屋の所在・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額を記載
持ち物	本人確認ができるもの(運転免許証・健康保険証・固定資産税の納税通知書など) ※代理人の方は、委任状等(法人の場合は、委任状等に代表者印を押印したもの)と代理人自身の本人確認ができるもの

固定資産税を納めている方が、自己の所有している土地・家屋の価格について、他の土地や家屋の価格との比較を通じて、その価格が適正かどうかを確認していただく制度です。
「縦覧制度」とは
固定資産税を納めている方が、自己の所有している土地・家屋の価格について、他の土地や家屋の価格との比較を通じて、その価格が適正かどうかを確認していただく制度です。
▽期間 通年(土・日・祝を除く)
▽場所 資産税課(市役所2階)
▽持ち物 本人確認ができるもの。借地・借家人等は、借地・借家人の権利を確認できる書類(賃貸借契約書等)。
☎ 資産税課 (☎235・5996)。